

令和7年神審第37号

裁 決

貨物船A定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月17日20時53分僅か前

高知県室戸岬北東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 299トン

全 長 63.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前部中央に操舵スタンドを、右舷側に機関遠隔操縦装置を、左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、発電機修理の目的で、船首1.2メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和7年1月17日17時00分高知港を発し、兵庫県網手港に向かった。

a受審人は、出港操船に引き続き単独の船橋当直に就き、ノースアップ表示で16海里レンジとしたGPSプロッター及びコースアップ表示で4海里レンジとして前方6海里まで映るオフセンターとしたレーダーをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、室戸岬南方沖合に向けて土佐湾を南下した。

ところで、室戸岬北東方沖合には、室戸岬灯台から043度（真方位、以下同じ。）2.41海里、050.5度2.07海里、025.5度1.70海里及び022度2.07海里的各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの期間、高知県知事から受けた定置漁業免許に基づく免許番号定第1011号と称するぶり、あじ、その他定置漁業区域（以下「1011号区域」という。）が設定されており、同区域内に定置網が敷設され、1011号区域の東側には、光達距離4.5キロメートル、灯色が黄光、灯質が4秒1閃光の簡易標識灯が2基設置されていた。

また、a受審人は、室戸岬沖合を航行した経験を有していたので、陸岸近くに定置網が存在することを知っていたものの、1011号区域の設定状況の詳細を承知していなかった。

そして、Aに装備されたGPSプロッターは、画面を拡大表示に切り替えることで、1011号区域を表示することができた。

a 受審人は、20時31分僅か前室戸岬灯台から171度1.25海里の地点に達したとき、波浪による船体動揺が大きくなったので、同動揺を軽減するため、航行予定経路を変更して室戸岬北東方沖合を陸岸寄りに北上することとし、1011号区域の設定状況の詳細を承知していなかったが、陸岸から約1海里離せば無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面を拡大表示に切り替えて同区域の設定状況の詳細を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、20時43分僅か前室戸岬灯台から079度1.01海里の地点で、針路を021度に定め、8.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって1011号区域に向首進行し、20時53分僅か前室戸岬灯台から044度2.18海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力5の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、推進器翼に欠損等を、定置網は身網に破損等をそれぞれ生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、網手港に向けて航行中、航行予定経路を変更して室戸岬北東方沖合を陸岸寄りに北上することとした際、水路調査が不十分で、1011号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、網手港に向けて航行中、航行予定経路を変更して室戸岬北東方沖合を陸岸寄りに北上することとした場合、1011号区域の設定状況の詳細を承知していなかったのだから、同区域に向首進行

することのないよう、GPSプロッターの画面を拡大表示に切り替えて1011号区域の設定状況の詳細を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸から約1海里離せば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首進行して1011号区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月26日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治